

子どもと大人で子どもの権利を語る！

毎年、お手伝いさせていただいております。子どもの権利条例に基づいた広報活動として、「子どもと大人の合同ワークショップ」がありました。

今年は、教室毎に行うことができ、子どもたちはリラックスしてお話してくれました。

☆子どもの権利に関する条例

愛知県幸田町では、平成23年4月に子どもの権利に関する条例を施行しました。その中に、権利の意識を普及啓発するために「子どもと大人の合同ワークショップ」を行っています。広く浅くも必要なのですが、狭くても深く理解する子どもを増やしていこう！という戦略で行われています。

もちろん、広く幸田町内で「子どもには権利がある！」という意識が広まることは大切です。では、その権利はいったいどういうことなのだろう？ということを考えてもらいたいという思いが込められています。

☆子ども基本法が施行されました

令和5年、今年の4月1日にこども家庭庁の発足とともに、子ども基本法が施行されました。この中には、子どもに関することは、子どもの意見を聞きましょう！ということが定められています。

まちづくり、教育などほとんど全ての分野で子どもが関係しているのでは？ともとれるのではないのでしょうか？

今後、どのようなことに子どもの意見が、どのような形で取り入れられていくのでしょうか？楽しみなことでもあります。

☆子どもと大人の合同ワークショップは

子ども5~6人のグループに大人が1人入って、ともに子どもの権利について語ります。もちろん、大人には、まず子どもの話を聴きましょうとお話しています。子どもたちは、知らない大人でも、私たちの意見をちゃんと聴いてくれるんだと楽しんで対話してくれます。

大人のみなさんのご協力の賜物でもあります。

*コロナ禍をきっかけにして、このワークショップも進化しました。子どもの権利推進委員の皆さんが望んでいた、選ばれた子どもだけではなく、たくさんのお子たちと対話したい！が実現に近づきました。

みんな素直で、率直に話をしてくれる！と大人も楽しんで対話をしています。その気持ちがお互いに通じているのでは！と感じています。

